

そ の 他

36. 税務職員数及び事務分掌

(令和4年4月1日現在)

課	係	職 名 及 び 人 員							課 の 事 務
		課 長	課 長 補 佐	係 長	主 任 主 査	主 査	一 般	係 計	
税 務 課	税 政 係	1	1	1	-	1	1	3	1 諸税の賦課に関すること。 2 税務諸証明に関すること。 3 市県民税の賦課に関すること。 4 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関すること。 5 公図の整理保管に関すること。 6 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 7 市税の徴収に関すること。 8 徴収金の囑託及び受託に関すること。 9 納税相談に関すること。 10 納税思想普及啓発に関すること。 11 口座振替の手続きに関すること。
	市 民 税 係			1	-	3	3	7	
	資 産 税 係			1	-	7	2	10	
	納 税 係			1	2	3	-	6	
計 1課 4係		1	1	4	2	14	6	28	計28人

37. 税務職員の年齢構成

(令和4年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上	計	平均年齢
課長・課長補佐	—	—	—	1	1	2	51.0
税政係	—	1	—	1	1	3	40.7
市民税係	—	4	2	1	—	7	25.4
資産税係	—	2	4	3	1	10	38.4
納税係	—	—	4	2	—	6	39.3
計	—	7	10	8	3	28	32.9

注：満年齢で計算

38. 税務職員の在職通算年数

(令和4年4月1日現在)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 9年未満	9年以上	平均年数
課長・課長補佐	—	—	2	—	—	—	3.5
税政係	1	1	1	0	0	0	1.7
市民税係	2	4	1	0	0	0	1.1
資産税係	1	6	1	0	1	1	3.0
納税係	1	4	0	0	1	0	2.0
計	5	15	5	0	2	1	2.0

注：税務課配属年数(通算)

39. 市税の税率等(令和4年度)

税 目		賦課期日	納税義務者	課 税 標 準 及 び 税 率																																																																									
市 民 税	個 人	1月1日	市内に住所を有する個人 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者	○均等割 3,500円 ○所得割 <table><tr><th colspan="2">課税所得の段階</th><th>税 率</th></tr><tr><td colspan="2">一律</td><td>6%</td></tr></table>				課税所得の段階		税 率	一律		6%																																																																
	課税所得の段階		税 率																																																																										
一律		6%																																																																											
法 人	事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内に申告	市内に事務所又は事業所を有する法人 上記以外で寮等を有する法人	○均等割 <table><tr><th>資本等の金額</th><th>従業者数</th><th>税 率</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr><tr><td>10億円超 50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>1億円超 10億円以下</td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>〃</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>1千万円超 1億円以下</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>〃</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>上記に掲げる法人以外の法人等</td><td></td><td>50,000円</td></tr></table> ○法人税割 法人税額の8.4%				資本等の金額	従業者数	税 率	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超 10億円以下	50人超	400,000円	〃	50人以下	160,000円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円	〃	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円																																									
資本等の金額	従業者数	税 率																																																																											
50億円超	50人超	3,000,000円																																																																											
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																											
10億円超	50人以下	410,000円																																																																											
1億円超 10億円以下	50人超	400,000円																																																																											
〃	50人以下	160,000円																																																																											
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円																																																																											
〃	50人以下	130,000円																																																																											
1千万円以下	50人超	120,000円																																																																											
上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円																																																																											
固定資産税		1月1日	土地・家屋・償却資産の所有者	賦課期日における評価額の1.4% ただし、土地については負担調整等による課税標準額の1.4%																																																																									
軽自動車税		4月1日	原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車の所有者(使用者)	<table><tr><td rowspan="13">原 付</td><td>50cc以下</td><td>2,000円</td><td rowspan="13">軽自動車</td><td rowspan="13">四輪以上</td><td rowspan="7">乗 用</td><td rowspan="4">営業用</td><td></td><td>5,500円</td></tr><tr><td>90cc以下</td><td>2,000円</td><td>※ 1</td><td>8,200円</td></tr><tr><td>125cc以下</td><td>2,400円</td><td>※ 2</td><td>6,900円</td></tr><tr><td>三輪以上</td><td>3,700円</td><td></td><td>7,200円</td></tr><tr><td colspan="5">小型特殊</td><td rowspan="3">自家用</td><td>※ 1</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>農耕作業用</td><td>2,400円</td><td>※ 2</td><td>10,800円</td></tr><tr><td>その他</td><td>5,900円</td><td></td><td>3,000円</td></tr><tr><td colspan="4">二輪の小型自動車</td><td rowspan="10">貨 物</td><td rowspan="2">営業用</td><td>※ 1</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>二輪</td><td>3,600円</td><td>※ 2</td><td>3,800円</td></tr><tr><td>三輪</td><td>3,100円</td><td rowspan="8">自家用</td><td></td><td>4,000円</td></tr><tr><td>三輪※ 1</td><td>4,600円</td><td>※ 1</td><td>6,000円</td></tr><tr><td>三輪※ 2</td><td>3,900円</td><td>※ 2</td><td>5,000円</td></tr><tr><td colspan="6"></td><td></td><td></td></tr></table>				原 付	50cc以下	2,000円	軽自動車	四輪以上	乗 用	営業用		5,500円	90cc以下	2,000円	※ 1	8,200円	125cc以下	2,400円	※ 2	6,900円	三輪以上	3,700円		7,200円	小型特殊					自家用	※ 1	12,900円	農耕作業用	2,400円	※ 2	10,800円	その他	5,900円		3,000円	二輪の小型自動車				貨 物	営業用	※ 1	4,500円	二輪	3,600円	※ 2	3,800円	三輪	3,100円	自家用		4,000円	三輪※ 1	4,600円	※ 1	6,000円	三輪※ 2	3,900円	※ 2	5,000円								
原 付	50cc以下	2,000円	軽自動車	四輪以上	乗 用	営業用			5,500円																																																																				
	90cc以下	2,000円					※ 1		8,200円																																																																				
	125cc以下	2,400円					※ 2		6,900円																																																																				
	三輪以上	3,700円							7,200円																																																																				
	小型特殊					自家用	※ 1		12,900円																																																																				
	農耕作業用	2,400円					※ 2		10,800円																																																																				
	その他	5,900円							3,000円																																																																				
	二輪の小型自動車				貨 物	営業用	※ 1		4,500円																																																																				
	二輪	3,600円					※ 2		3,800円																																																																				
	三輪	3,100円				自家用			4,000円																																																																				
	三輪※ 1	4,600円					※ 1		6,000円																																																																				
	三輪※ 2	3,900円					※ 2		5,000円																																																																				
市たばこ税			製造たばこの製造者・特定販売業者・卸売販売業者	税率 (1,000本あたり) 6,122円 (令和2年10月1日～令和3年9月30日まで) 6,552円 (令和3年10月1日～)																																																																									
鉱 産 税			鉱物掘採鉱業者	鉱物の価格 1月の掘採鉱物価格200万円以下 0.7% 〃 200万円超 1.0%																																																																									
入 湯 税			鉱泉浴場の入湯客	1人1日につき 150円 ただし日帰り入湯客は1人1日につき 50円																																																																									
都市計画税		1月1日	都市計画用途地域内の土地及び家屋の所有者	固定資産税に同じ (都市計画用途地域内) 0.3%																																																																									

徴収方法及び納期限		備 考																										
普通徴収 1 期 6月30日 2 期 8月31日 3 期 10月31日 4 期 1月31日		課税標準額＝総所得金額等－所得控除額 個人市民税と個人県民税はあわせて賦課徴収する。 (県民税) ○均等割 2,500円(森林・環境税 1,000円含む)																										
特別徴収 翌月の10日まで (毎月)	○所得割	<table><tr><th>課税所得の段階</th><th>税 率</th></tr><tr><td>一律</td><td>4%</td></tr></table>		課税所得の段階	税 率	一律	4%																					
課税所得の段階	税 率																											
一律	4%																											
申告納付 事業年度終了後2か月以内																												
普通徴収 1 期 4月30日 2 期 8月2日 3 期 12月27日 4 期 2月28日		(免税点) 土 地 30万円未満 家 屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																										
普通徴収 5月31日	※1 賦課期日において初度検査年月より13年経過した車両 ※2 燃費性能に応じた特例有(軽課:令和4年度のみ) <table><tr><th colspan="2">車種区分</th><th>※A</th><th>※B</th><th>※C</th></tr><tr><td colspan="2">三 輪</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">四 輪</td><td rowspan="2">乗 用</td><td>営業用</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>2,700円</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">貨 物</td><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>—</td></tr><tr><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>—</td></tr></table> ※A 電気軽自動車・天然ガス軽自動車 ※B ★★★★★かつR2年度燃費基準＋R12燃費基準90％達成車 ※C ★★★★★かつR2年度燃費基準＋R12燃費基準70％達成車 ※A ※Bは乗用営業用のみ適用			車種区分		※A	※B	※C	三 輪		1,000円	2,000円	3,000円	四 輪	乗 用	営業用	1,800円	3,500円	自家用	2,700円	—	貨 物	営業用	1,000円	—	自家用	1,300円	—
車種区分		※A	※B	※C																								
三 輪		1,000円	2,000円	3,000円																								
四 輪	乗 用	営業用	1,800円	3,500円																								
		自家用	2,700円	—																								
	貨 物	営業用	1,000円	—																								
		自家用	1,300円	—																								
申告納付 毎月 翌月末日まで																												
申告納付 毎月 翌月15日～末日まで		※平成29年9月より課税対象となる事業所なし																										
申告納付 特別徴収義務者(経営者) 翌月15日まで (毎月)		課税免除：年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入場する者																										
固定資産税に同じ																												

40. 証明・閲覧等に関する調

(単位＝件・％)

区 分			平成29年度	平成30年度	令和元 (平成31)年度	令和2年度	令和3年度
納税証明	1	市・県民税	597	632	542	544	504
	2	固定資産税	60	106	44	42	29
	3	法人市民税	20	21	19	25	22
	4	軽自動車税	33	23	40	23	18
	5	車検用証明	1,471	1,403	1,528	1,310	1,312
	6	完納証明	318	260	229	356	300
所得関係	7	所得証明	1,339	1,311	1,119	824	830
	8	(非)課税証明	374	272	268	243	273
	9	所得課税証明	6,399	5,813	4,764	3,685	4,086
	10	扶養証明	2	1	34	7	6
	11	営業証明	77	60	57	50	60
不動産関係	12	評価証明	404	367	368	286	263
	13	評価通知	1,393	1,326	1,201	1,188	1,201
	14	公課証明	200	201	219	203	191
	15	評価・課税証明	203	207	197	180	208
	16	納税義務者証明	73	108	55	63	35
	17	名寄帳兼課税台帳の写し閲覧	865	723	827	855	774
	18	固定資産課税台帳記載事項証明	13	9	6	5	10
	19	公図(地籍図)の写し閲覧	495	541	326	376	426
	20	土地課税台帳(抜粋)一覧表の閲覧 (一筆カードの閲覧)	438	419	157	189	201
	21	住宅用家屋証明	258	250	216	187	216
その他	22	相続税法58条通知	788	683	789	760	746
	23	その他	588	539	390	358	295
小 計			16,408	15,275	13,395	11,759	12,006
支 所 申 請			3,129	3,086	2,558	2,260	2,298
合計	件 数		19,537	18,361	15,953	14,019	14,304
	前 年 比		97.6	94.0	86.9	87.9	102.0
	金 額 (円)		4,078,650	3,880,100	3,010,900	2,333,100	2,555,450
	前 年 比		97.7	95.1	77.6	77.5	109.5

※平成31年3月より、一筆カードの閲覧は廃止し、土地課税台帳(抜粋)一覧表の閲覧に変更しました。